

## 高校生等奨学給付金制度

~奨学のための給付金~

非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援します!
※返済は不要です!!

## ●対象者

次のすべての要件を満たすこと。

- ①居住地・・・・保護者等が長野県に住んでいること。 (県外在住の場合は、在住の都道府県へ申請)
- ②収入基準・・・ 生活保護(生業扶助)受給世帯 または 道府県民税所得割額・市町村民税所得割額 非課税世帯 であること。
- ③基準日(7/1)に在学していること。
- 申請がなければ受給することはできません。
- ●給付額

課程や扶養されている子供の人数等によって給付額は異なります。

以下の金額にオンライン学習に係る通信費として年額10,000円(月額1,000円 (6月~翌年3月の10月))を加えた額

新入生早期給付済みの者には通常給付する額の3/4を給付します。

世帯区分		全日制 定時制	通信制
生活保護世帯 (生業扶助)		32,300円	
市町村民税 所得割額 非課税世帯	第一子	84,000円	36,500円
	第二子以降	129,700円	

詳しくはこちら → https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/koko/gakko/gakko/hi-kyuhukin.html

問合せ先

長野県須坂東高等学校事務室 〒382-0013 須坂市大字日滝4-4

TEL: 026-245-0331

## 高校生等奨学給付金制度

~新入生への早期給付及び家計急変世帯への給付制度~

## 新入生及び家計急変世帯に対しての 給付メニューが増えました

- ●新入生への早期給付 奨学給付金制度の対象者の方で、特に入学時の 負担が大きい新入生の保護者等の皆様に対して、 通常給付する額の1/4を早期給付します。
- (※)希望者に対しての実施です。
- (※)通常の申請に加えて別途申請が必要です。 令和2年度の受付は終了しました。
- ●家計急変世帯への支援

家計の急変による経済的理由から、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当である高校生等の保護者等の皆様に対して支援します

(※)生活保護法の規定による生業扶助が行われている場合は、 補助対象となりません。

随時受け付けています。

詳しくは各高校事務室までお問い合わせください。